

博士論文 要旨

所得税制度における夫婦の取り扱いの変容
—国際的動向と日本の配偶者控除改革の課題—

2023年1月

滋賀大学大学院経済学研究科

経済経営リスク専攻

氏名 森一葉

指導教官 北村 裕明

指導教官 松田 有加

指導教官 増山 裕一

博士論文要旨

森一葉

本論文は日本の配偶者控除及び配偶者特別控除(以下配偶者控除等とする。)の変遷及び諸外国における夫婦及び世帯に対する所得税制上の配慮を研究し、今後の配偶者控除及び配偶者特別控除のあり方について考察したものである。

日本では1950(昭和25)年シャウプ勧告以降個人単位課税が採用されている。しかし、個人単位課税の中で配偶者に配慮するかたちで1961(昭和36)年に配偶者控除が採用される。さらに、1987(昭和62)年には配偶者控除に上乗せされる配偶者特別控除が創設される。これらは本人の基礎控除に加えて追加的に行われる控除であり、その在り方について幾度も議論がなされてきた。終戦後の個人単位課税の導入から現在に至るまでの配偶者控除等の改正に関する議論を改正時点の状況を確認し、配偶者控除等の意義を明らかにする。

日本の所得税改革は常に諸外国の状況を確認して行われてきた。配偶者に対する措置についても例外ではない。そのため、本論文においては諸外国の所得税における夫婦の取り扱いについても詳しく取り扱う。日本は先進国の中でも早い段階で個人単位課税制度が導入された。そして、個人単位課税の中で所得控除方式である配偶者控除等により夫婦に対する配慮を行っている。諸外国における配偶者に対する配慮の方法としては、個人単位課税の中で日本のように配偶者に対する特別な措置を行うものの他に、課税単位において配偶者や家族に対する配慮を行う方法がある。また、個人単位課税の中で控除によって配慮を行う場合にも日本のような所得控除方式のみならず税額控除方式や移転可能な基礎控除方式など様々な方法が採用されている。これらの全ての類型を体系的にまとめ、その方法を採用している代表的な国について、制度の詳細及び採用の経緯及び課題を明確にすることにより、諸外国の所得税制における夫婦に対する配慮の全体像を確認する。特にイギリスについては、個人単位課税移行後の夫婦に対する配慮が幾度も改正されているため、改正の経緯や議論を含めて詳しく検討し、現状と課題を明らかにした。

日本の既婚女性の労働状況も大きく変化しており、結婚をしており、収入が一定額である配偶者のみを優遇する配偶者控除等の課題を明らかにする。

2017(平成29)年度税制改正以前にも2009(平成21)年の民主党政権において、配偶者控除等の所得控除の廃止し、子育て支援政策として給付である「子ども手当」への転換がマニフェストに掲げられた。その後の自民政権においても配偶者控除等の廃止と配偶者控除廃止後の具体的な控除の提案が行われている。様々な議論の後に改正された2017年(平成29)年度配偶者控除等の具体的な効果を推計し、配偶者控除等の課題を解決するために現代の状況に即した配偶者控除等のありかたを諸外国の制度を参考にしながら検討する事を本論文の最終的な目的としている。